

# 次世代空モビリティ活用機運醸成事業業務仕様書（案）

長野県企画振興部DX推進課

この仕様書は、次世代空モビリティ活用機運醸成事業を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

## 1 委託業務名

次世代空モビリティ活用機運醸成事業業務

## 2 業務趣旨

長野県の地勢や特徴を踏まえた、「空の産業革命（ドローンによる産業革新）、空の移動革命（空飛ぶクルマによる人流革新）」の実現を目指して、次世代空モビリティの認知度向上・有用性の理解を促進し、期待を抱かせ、安全面等への不安を払拭するため、県民や企業が参加して身近に感じてもらうイベントを開催する。

## 3 委託期間

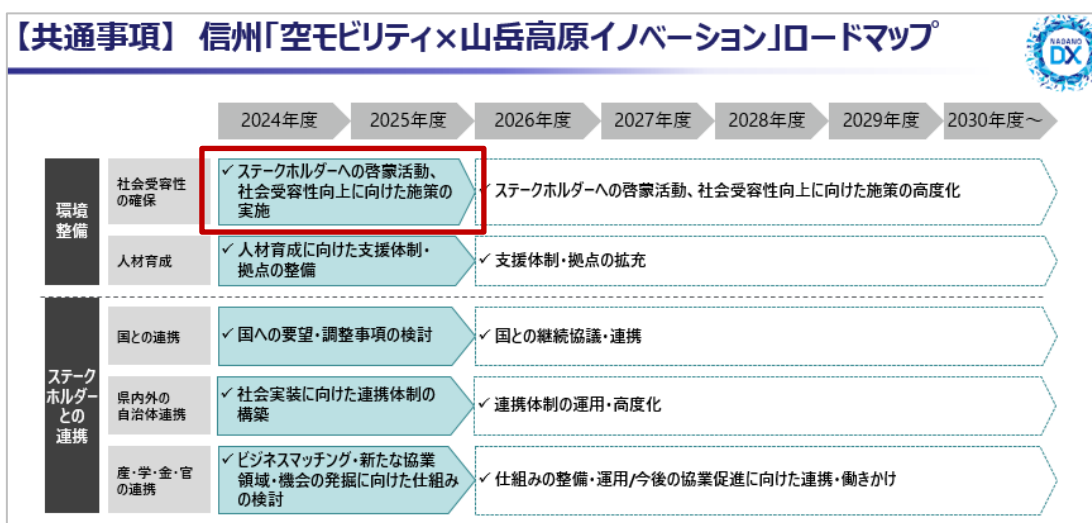
契約日から令和7年3月14日（金）まで

## 4 業務の位置づけ

『信州「空モビリティ×山岳高原イノベーション」創出ビジョン・ロードマップ』における、以下の記載事項を推進するための業務を行う。

### (1) 【共通事項】ロードマップ

ア ステークホルダーへの啓蒙活動、社会受容性向上に向けた施策の実施



## 5 業務内容

受託者は、前記 2 に沿った業務趣旨の下、次の業務を実施すること。

- (1) ドローンや空飛ぶクルマの実機展示・デモ飛行見学等の体験型イベント
- (2) ドローンや空飛ぶクルマの利便性と将来性の理解促進イベント
- (3) (1)～(2)の結果についてのレポート作成

## 6 委託詳細

### (1) 実機展示・デモ飛行見学等の体験型イベントの実施

県内の会場にてドローンや空飛ぶクルマの実機展示やデモ飛行を実施、直に安全性や騒音、ダウンウォッシュ（飛行時に起きる風）等を体感できる形式で開催することが望ましい。本業務の目的及び内容を把握し、業務の手順書及び遂行に必要な事項を整理した上で、業務計画書を作成し、企画内容について、委託者の承認を得ること。イベントの効果を高めるため、下記（2）との関連性を意識すること。

#### ア 見学等の体験対象者

一般住民や学生、地域関係者、企業等を想定するが、委託者と協議し決定すること。

#### イ 実施時期等

- ① 令和 6 年 11 月までを想定するが、委託者と協議し決定すること。
- ② デモ飛行する場合は搬入、テスト飛行も考慮し前日の準備も考慮すること。

#### ウ 場所

- ① 受託決定後に委託者と協議し決定すること。デモ飛行等を行う場所は、グラウンド、公園や河川敷等開けた場所が想定される。
- ② デモ飛行する場合は、安全等を確保するために必要に応じて原状回復可能な範囲で整地を行い、飛行終了後は原状回復に努めること。

#### エ デモ飛行ルート・方式

- ① 上記ウで決定する離着陸場によりデモ飛行ルート・方式を決定する、事業目的に照らしより効果的な方式を提案すること。
- ② 空飛ぶクルマのデモ飛行を行う場合、人が搭乗して飛行する形式が望ましい。その場合、搭乗者は委託者と協議し決定すること。
- ③ 航空法等に基づいたデモ飛行ルート・方式の調査をし、調査結果をもとに実施するとともに、より安全な飛行ルート等を選定すること。

#### オ 展示・デモ飛行の機体

- ① 受託者が用意すること。
- ② 準備から終了までの輸送、組立、解体、運航、燃料、安全対策などに関わる必要な手配は受託者の負担で行うこと。

#### カ 手続

デモ飛行に必要な航空局等への各種申請、手続等は受託者が行うこと。

#### キ 広報等

- ① 多くの県民に、イベントへの集客（ノベルティ等）、及び実施後の PR を効果的に行うための施策を企画・実施すること。
- ② 企画した施策については、実施前に委託者と協議すること。
- ③ イベント告知資料を電子データ（Word や PowerPoint など、二次利用できる形式のもの）で作成し、委託者に提出すること。

#### ク 安全対策

- ① 賠償責任保険等に加入し、関係者以外が立ち入れないようにするなど安全確保のための対策を検討し、手配を行うこと。
- ② 検討した安全対策については、国土交通省航空局など関係機関とも協議の上で、適切な対策であることの確認も行うこと。

#### ケ アンケート実施、集計、分析、報告

- ① イベント参加者に対して、イベント実施効果の測定や今後の施策検討に活用するためのアンケートを行うこと。
- ② アンケートの設問は、委託者と協議の上で作成すること。
- ③ アンケートの実施、回収、集約を行い、集約結果報告書をイベント実施日から4週間以内に委託者あて電子データ（Word や PowerPoint など、二次利用できる形式のもの）にて提出すること。

#### コ その他

- ① デモ飛行する場合、悪天候などにより安全性が確保できない際は、屋内での機体展示等による代替の対応を可能とすること。
- ② メディアの対応が必要な場合は対応すること。
- ③ デモ飛行する場合、山岳部という長野県の特徴や、他地域でまだ行われていない要素を組み込むなど、新規性が高い取組を行うことが望ましい。
- ④ イベント内容は、『信州「空モビリティ×山岳高原イノベーション」創出ビジョン・ロードマップ』における今後の利活用・展開イメージに即した内容であることが望ましい。また、同ビジョンの周知、及び期待感向上に資するものが望ましい。

参考：「空飛ぶクルマ」の試験飛行等に係る航空法の適用関係のガイドライン（国土交通省 航空局 無人航空機安全課）

URL [https://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_tk10\\_000072.html](https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000072.html)

#### (2) ドローンや空飛ぶクルマの利便性と将来性の理解促進イベントの実施

有識者による講演や先進事例の紹介、パネルディスカッション等を行い、次世代空モビリティの利便性と将来性を県民や企業が理解する機会を創出すること。次世代空モビリティに関心のない方でも参加できるワークショップ等の巻き込み企画を実施すること。本業務の目的及び内容を

把握し、業務の手順書及び遂行に必要な事項を整理した上で、業務計画書を作成し、企画内容について、委託者の承認を得ること。イベントの効果を高めるため、上記（１）との関連性を意識すること。

ア 対象

一般住民や学生、地域関係者、企業等を想定するが、委託者と協議し決定すること。

イ 実施時期等

令和 7 年 1 月までを想定するが、委託者と協議し決定すること。

ウ 場所（会場）

受託決定後に委託者と協議し決定すること。

エ 講師の手配及び報酬の支払い

- ① 必要に応じて、講演等の内容を効果的かつわかりやすく実施できる講師を手配すること。
- ② 講師に対する報酬及び交通費の支払いを適切に行うこと。
- ③ 講師の選定に当たっては、委託者と協議の上で決定すること。

オ イベント進行

- ① 当日のイベント進行は受託者側で対応を行うこととし、必要に応じて司会進行者などの手配を行うこと。
- ② ワークショップ等を行う際の筆記用具類等は受託者が用意すること。

カ 広報

- ① 多くの県民に、イベントへの集客、及び実施後の PR を効果的に行うための施策を企画・実施すること。
- ② 企画した施策については、実施前に委託者と協議すること。
- ③ イベント告知資料を電子データ（Word や PowerPoint など、二次利用できる形式のもの）で作成し、委託者に提出すること。

キ アンケート実施、集計、分析、報告

- ① イベント参加者に対してイベント実施効果の測定や今後の施策検討に活用するためのアンケートを行うこと。
- ② アンケートの設問は、委託者と協議の上で作成すること。
- ③ アンケートの実施、回収、集約を行い、集約結果報告書をイベント実施日から 4 週間以内に委託者あて電子データ（Word や PowerPoint など、二次利用できる形式のもの）にて提出すること。

ク その他

- ① メディアの対応が必要な場合は対応すること。
- ② イベント内容は、『信州「空モビリティ×山岳高原イノベーション」創出ビジョン・ロードマップ』における今後の利活用・展開イメージに即した内容であることが望ましい。また、同ビジョンの周知、及び期待感向上に資するものが望ましい。

- ③ イベント内容は、子供達にも分かりやすく、ドローンや空飛ぶクルマのある未来をイメージできる内容であることが望ましい。

### (3) (1)～(2)の結果についてのレポート作成

受託者は、本事業完了後、委託者が指定する日までに電子データ（PDF 形式、及び Word や PowerPoint など、二次利用できる形式のもの）で業務完了報告書を提出すること。

ア 報告書には、イベントの記録（デモ飛行時の騒音レベル、来場者数など）や写真（会場、デモ飛行ある場合は飛行状況、来場者等の様子など）の結果を含めること。

イ 全イベントにおけるアンケート結果の全体分析及び総括を行い、併せて提出すること。

## 7 再委託

- (1) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合、事前に委託者に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を報告し、委託者の承諾を得ること。
- (2) 受託者は、業務を第三者に再委託した場合は、当該委託先に対して、本仕様書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、委託者に対して当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

## 8 権利関係

- (1) 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものではないこと。
- (2) 本事業に関する所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属し、委託者は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものであること。ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物について当該権利を非独占的に使用できることとする。
- (3) 受託者は、本事業完了後、委託者が指定する日までに電子データ（PDF 形式及び Word 等の編集可能な形式）で制作物を委託者に提出すること。
- (4) 使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

## 9 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 受託者は個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (3) 受託者は成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

## 10 その他

- (1) 受託者は、法令並びに本県の条例、規則及び規程を遵守し、委託者が最適な成果を得られるよう誠実に本委託業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、本業務遂行の際は、委託者と十分協議を行うこと。
- (3) 仕様書に定めのない事項その他の本業務の進め方等について調整や疑義が生じた場合は、その都度、委託者と十分な協議をした上で実施すること。

以上